

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	1	第1種低層住居専用地域内の公園跡地・廃校跡地や空地の建築物用途規制緩和	第1種低層住居専用地域内の公園跡地・廃校跡地や空地などのストックを有効活用し、地域住民が望む、お店やシェアオフィスなどの用途を誘導し、まちに変化を持たせ、地域の機能と、魅力を高める。	第1種低層住居専用地域内で地域に必要な生活機能やまちの魅力を高める機能で地域の合意形成が図れる用途を、まちの秩序を保ちながら混在させることによりまちに変化を持たせ、地域の機能強化と魅力向上を図る。廃校跡地に企業誘致することも可能となり地域に雇用を生むこともできる。	地区計画や特別用途地区など用途を緩和できる規定は有るものの、条例設置や大臣承認、都市計画決定等の手続きのハードルが非常に高いことから実質的に実現性が無い状況である。	都市計画法第12条の4都市計画法第9条	都市計画法において第1種低層住居専用地域内の公園や空家・空地等の活用において、地元自治会などから市長（自治体）に対し用途緩和の申請が有った場合、又は自治体自ら地域住民の意見を反映して機能を誘致する場合に限り、市長自ら建築許可を出せる制度を創設する。	国土交通省	建築基準法第48条において、用途規制を定めておりますが、同条ただし書き許可を活用することで、貴市のご提案は対応可能と考えられます。特定行政庁である大阪府とよくご相談ください。
大阪府河内長野市	2	第1種低層住居専用地域内の公園施設の建ぺい率緩和	第1種低層住居専用地域内の公園跡地・廃校跡地や空地などのストックを有効活用し、地域住民が望む、お店やシェアオフィスなどの用途を誘導し、まちに変化を持たせ、地域の機能と、魅力を高める。	公園施設の建ぺい率緩和を行うことで、公園を活用した官民連携による民間施設と一体化した公園が整備でき、官民連携で適切に管理されるとともに、公園ニーズが高まり、新たな地域住民の居場所を創出することができる。	第1種低層住居専用地域内でのまちの再編余地は公園施設を有効活用することに限られる。しかしながら、公園施設の建築物設置が緩和されつつあるが、現状の基準においては地域の活性化につながる活用が困難な状況となっている。	都市公園法第4条	公園施設の建ぺい率（現在12%）を30%まで緩和又は同時期に整備された同開発団地内の複数の公園を1の公園として建ぺい率の上限を算出することにより、公園用地の官民連携による有効活用の可能性を拡大する。	国土交通省	都市公園法では、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建ぺい率は、都市公園法で定める建ぺい率を参酌した上で、当該都市公園を設置する地方公共団体が条例で定めることとしています。ご提案の「公園施設の建ぺい率（現在12%）を30%まで緩和」することの是非については、公園管理者の判断によりますが、現行制度下においても、地域の実情に応じて独自に建ぺい率を設定することは可能です。
大阪府河内長野市	3	有償ボランティアの新たな定義化	公園や歩道の除草・清掃などを有償ボランティアによる地域活動で実施し、その対価を地域通貨の原資にすることで、地域のボランティア活動・健康活動等を活性化を図る。	地域活動の活性化により多世代のコミュニティを高め、多世代交流を行い、担い手を発掘しながら、まちづくりの継続性を高める。またこれらの活動は高齢者の介護予防にもつながり、医療費の削減にもつながる。	地域活動から生まれる公共施設管理等の労働を有償ボランティアとして捉えることができれば地域の稼働力が高まるとともにコミュニティが高まり健康的な暮らしの実現可能性を高める	労働基準法第9条	現在労働の規定となる「労務提供の形態が指揮監督下の労働であること」「報酬が労務の対象として支払われること」であっても「自治体が募集する公共的あるいは相互扶助的サービスの提供であること」「自らの意思で最低賃金以下の報酬で労務提供を行うこと」が満たされれば、「有償ボランティア」として取り扱った有償ボランティアへの対価が地域通貨・ポイントで支払うことができる。	厚生労働省	労働基準法は、資本主義下の使用従属関係に基づく労働において、労働者がその経済的な力の弱さゆえに、自身の望まない使用者に意図しない条件で雇われざるを得ず、結果として著しく低劣な労働条件で働くことを強制されるという状況に置かれていたことから、労働関係においては契約自由の原則を修正しなくてはならないという気運が生じ、その一環として、国家が労働条件の基準を労使に積極的に提示しようとする趣旨で制定・施行され、この保護の対象として、第9条において「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者という」と定義しているものです。このような背景のもとに制定された労働基準法は、その保護の対象とすべき労働者には、確実に適用され、関係者はこれを厳格に遵守しなければならないことから、この定義に該当する者について、ご提案にあるような「自治体によるサービス提供であること」といった一律の基準を設けること等により、特例的に労働基準関係法令による保護の適用対象外とすることは、立法の趣旨からして容認できません。
大阪府河内長野市	4	診療報酬の改善	日常の健康状態登録や情報管理、訪問看護ステーション等による遠隔診療サポートを含めた包括的な診療報酬制度の導入により、患者の許諾のもと医師が情報を参照できるしくみ構築と、遠隔診療の高度化により、患者が安心して受診でき、医師が安心して診察できる環境を整備し、コロナ後の多様な状況に対応できる医療体制強化につなげる。	遠隔診療が広がることにより、在宅診療を補完するとともに、医師の高齢化による診療所の減少、災害やコロナ禍における緊急対応が充実するとともに、地域包括ケアシステムによる総合的な誰一人取り残さない住民サポート体制が構築できる。	遠隔診療の診療報酬点数が在宅診療に対し極端に低い、診療の高度化を図った場合その診療の内容に応じた診療報酬にならないことから、実現が困難な状況となる。	令和2年度診療報酬改定	遠隔診療の高度化、介護・福祉と連携（地域包括ケアシステム）した診療サポート体制構築により、診療の質の向上を図り対面診療との診療報酬格差の是正を図るとともに、健康状態登録・情報管理・遠隔診療サポートのための包括的な診療報酬制度を導入	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。
大阪府河内長野市	5	医療施設の薬局指定許可	医療・介護・福祉が連携し遠隔診療サポート体制を構築する中で、日常健康データ連携や電子聴診器・5Gの活用により遠隔診療の高度化を図り、あらゆる状況下においても対応が可能で、誰一人取り残さない医療体制を構築することで、医師は安心して遠隔診療が行え、患者も安心して遠隔診療を受診できる環境をつくる。	遠隔診療が広がることにより、在宅診療を補完するとともに、医師の高齢化による診療所の減少、災害やコロナ禍における緊急対応が充実するとともに、地域包括ケアシステムによる総合的な誰一人取り残さないサポート体制が構築できる。	診療所が薬局を指定できないことから、受付⇒問診⇒診察⇒処方⇒薬の受け取り⇒一括会計が自宅にいながら完結する仕組みのデータ連携がつかない。（保険医療機関及び保険医療担当規則）	保険医療機関及び保険医療担当規則	在宅診療を補完するため遠隔診療の高度化を図り、医師・患者が安心して診察・受診ができる環境を介護・福祉と連携し整備するとともに、利用者の負担軽減につながる為、受付⇒問診⇒診察⇒処方⇒薬の受け取り⇒一括会計が自宅にいながら完結する仕組みを構築するため、診療所がデータ連携する薬局を指定することを認める。	厚生労働省	患者の自由な選択を確保する等の観点から、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第135号）においては、保険医療機関及び保険医が患者を特定の保険薬局に誘導することを禁止している。 なお、最終的には個別のケースに応じた判断になるが、当該診療所とデータ連携可能な薬局以外でも調剤が可能であること等を当該患者に説明し、同意を得た上で当該薬局を紹介する場合は、当該行為をもって、患者の自由な選択を阻害しているとは必ずしも解されず、ただちに保険医療機関及び保険医療養担当規則に抵触するものではないと考えられる。
大阪府河内長野市	6	診療所・自宅以外の遠隔診療許可	地域包括ケアシステムとの連携による遠隔診療サポート体制を構築し、診療所・自宅以外で受診ができる環境を整備することにより、外出機会を増やし、コミュニティに参加しながら、同じ場所での遠隔診療による診察を受けることができる場をつくることは、個人の介護予防につながることも、地域に暮らし続けられるまちづくりの拠点にもなる。	コミュニティと連携した地域医療体制が構築され、地域住民の生活利便性が高まるとともに、コロナ禍や災害時等の医療体制を補完することができる。	患者が常に医療を受けられることができる場所は医療施設や住居等となっていることから診療所の無い地域、無くなった地域は受診できない状況である。	医療法（第一条の二の2）	遠隔診療を通じて薬局やコミュニティ施設を遠隔診療ステーションとし、地域外の診療所に通わなくとも、地域内の指定されたステーションで訪問看護ステーションと連携し受診できる仕組みを構築する。	厚生労働省	ご提案の遠隔診療ステーションについての詳細が明らかではなく判断が困難ですが、医療機関や自宅以外の場所における医療の提供については、医療従事者による支援等必要なサポートが受けられるかなどの課題があり、慎重な検討が必要と考えています。
大阪府河内長野市	7	ドローンのレベル4目視外飛行包括許可制度の創設	ドローンの可能性を最大限に活用し、ドローンを葉や買物の配送、地域の見守りにリアルタイムで活用できることにより、生活利便性向上、防犯性の向上、災害時の適切な避難誘導につなげる。また、高齢者への情報伝達手段にも活用でき、安心して地域で暮らし続けられる仕組みを構築する。	ドローンを葉や買物の配送、地域の見守りにリアルタイムで活用できることにより、生活利便性向上、防犯性の向上、災害時の適切な避難誘導等につなげる。	ドローンは多様な活用が期待されているが、住宅密集エリア内での飛行規制や手続きが厳しく、用途に応じてリアルタイムに活用できない状況である。	航空法第132条第1項第2号 航空法施行規則第236条の2	ドローン飛行の自由度を高めることにより、宅配サービス・地域の見守り、災害時の適切な避難誘導を行える仕組みを構築する。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	8	・有償運送の新たな枠組みの設置	高齢化が進む社会において高齢者等の移動支援は全国的な課題となっていることから、地域の実情を把握する地域活動による地域住民主体の移動支援の仕組みを構築し、地域の助け合いやコミュニティの高まりを生むとともに、地域住民の外出機会を増やし、介護予防さらには医療費の削減にもつなげ、健康的に地域コミュニティを広げる。	・多様な主体が多様な移動支援を展開することにより、高齢化が進むまちの最大の課題である高齢者の移動支援問題を解決することができる。	地域住民が運行主体となる移動支援の有償運送が出来ない状況であり、かつ空白地以外での有償運送は、空白地としてみなされないことから承認を受けにくい状況である。	道路運送法第78条	地域の実情に合った移動支援を、地域を把握する地域住民や地域の団体が行うことができるよう、現在の福祉有償運行、公共交通空白地有償運送にコミュニティ有償運行として、地域活動の中で有償の移動支援ができる枠組みを新たに設置する。	国土交通省	<p>規制改革事項について明確化を要するが、国土交通省としては、自動車による有償旅客運送において、安全の確保、利用者の保護は最重要の課題と認識している。したがって、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、地域住民を含む自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態の有償旅客運送を認められない。なお、スーパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。</p> <p>「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳正に対応すること。」</p> <p>また、自家用有償旅客運送における交通空白地有償運送は対象地域を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」としているが、当該地域の具体的な定義、制限等は定められておらず、現行制度上も、地域公共交通会議等において、バス・タクシーによることが困難であること及び地域住民の生活のために必要な輸送であること（例えば地理的空白のみならず時間的な交通空白が生じている等）について協議が調った場合には柔軟に交通空白地有償運送の登録を受けることが可能である。</p>
大阪府河内長野市	9	低速車（19 km/h 以下）地域限定免許の新設	安心して免許返納ができ、かつ免許返納後も地域内移動ができる高齢者でも安心して運転が可能で環境にやさしい電動低速モビリティ専用の地域限定免許制度を創設することにより、高齢者の外出機会を維持し、地域のコミュニティに参画でき、健康で生きがいをもって地域で安心して暮らし続けられる環境が生まれる。	免許返納の促進と外出機会維持によりコミュニティの形成、介護予防及び自動車を低速電動カートに変えることによるCO2削減効果を生み、環境配慮の意識も高める。	現在は免許返納を行った後は、一切の公道を走る移動手段を無くすことになっており、免許返納が進まない状況となっている。	道路交通法第84条	地域内の移動支援の仕組みを構築し、可能な限り地域内で車を利用しなくとも、生活ができる仕組みを構築することに加え、高齢者でも安心して運転できる、時速19 kmを最高速度とする電動カートの専用の地域限定免許制度を創設する。	警察庁	<p>御提案の電動カートが原動機付自転車に該当する場合には、普通自動車免許を自主返納した後も、原動機付自転車免許により運転することが可能です（原動機付自転車は最高速度が30キロメートル毎時とされており、一般的な普通自動車よりも低速の乗り物となっています。原動機付自転車の電動機の出力については、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものは定格出力0.6キロワット以下、その他のものは定格出力0.25キロワット以下とされています。）。普通自動車免許を保有している方については、当該普通自動車免許を自主返納する際に、新たに原動機付自転車免許を試験なしで受けることができます。</p> <p>なお、新たに地域限定運転免許を創設することについては、平成30年中の75歳以上四輪車運転者による死亡事故の半数以上が、運転者の自宅周辺（5km以内）で発生していることを踏まえると、地域を限定しても安心して運転できるとは必ずしも言えず、慎重な検討を要するものと考えます。</p>
大阪府河内長野市	10	低速モビリティ（19 km/h 以下）と歩行者が共存できるコミュニティ空間の設置許可	低速モビリティは走りながらも、歩道を歩く住民との会話も可能とする。また、そのようなモビリティは時には移動販売者にもなることができる。このようなモビリティと、歩行空間に設置したベンチや日よけの空間を活用したコミュニティが融合することにより、いつでも誰とでもコミュニケーションが取れる空間はまちの魅力を高める。	歩行者優先の低速モビリティと地域のコミュニティ空間を共存させ、地域住民間のつながりをつくり、そこから多様なまちづくりの取組みを生むことができる。	道路交通法上、低速モビリティの走行は車道に限られており、歩車共存空間の設置が出来ない。	道路交通法第17条	地域のあらゆる公共空間を多世代が多様なコミュニティを生むことができる空間としておく必要がある。そのため車道を狭め違法駐車や走行速度減速に繋げるとともに、歩道空間を広げ、低速モビリティ等と歩行者が共存できる空間を整備する。	警察庁	御提案の「低速モビリティ（19 km/h 以下）と歩行者が共存できるコミュニティ空間」は、現行法上の歩行者用道路において、例外的に一定の車両が通行できることとする事で実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならぬとしていることから、御提案の内容は、既に現行法で規定されております。
大阪府河内長野市	11	20km/h以下での走行、走行エリアを限定し保安基準の緩和された新しい型式を創設	低速走行且つ限定エリア内走行での安全な移動を実現する低速モビリティの普及を図り、高齢化が進むまちで、自動車に頼らない生活の実現と免許返納の促進、CO2の削減を誘導する。	普通自動車に頼ることなく安心して地域内の移動を実現でき、高齢者の免許返納の推進と、外出機会の増加、CO2削減効果を生むとともに、新たな低速モビリティビジネスを生み	限定エリア内での低速モビリティでも、高速・長距離を想定した普通自動車と同じ扱いとなり、性能以上の装備が必要となる。	道路運送車両法保安基準	人や物の移動手段として、高齢者でも安全に運転ができる限定エリアに特化した新しい低速モビリティの新たな型式を創設し、免許返納後の限定エリア内移動を支える。	国土交通省	<p>グリーンスローモビリティのような時速20km未満で公道を走る車両については、時速20km以上で走る車両と比べ、制動装置の性能要件、窓ガラスの性能要件、シートベルトの取付け等においてすでにその性能にあわせ保安基準が緩和されている。</p> <p>一方、免許返納後に運転可能としてほしいとの要望であれば、道路交通法に基づくため、警察庁にお問い合わせいただきたい。</p>